

日光市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 荒 川 礼 子
(公印省略)

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 監査の対象 | 今市中学校・東原中学校・学校教育課・生涯学習課 |
| 2 監査の期間 | 令和7年1月15日～令和7年1月24日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和6年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

今市中学校

4 監査の期間

令和7年1月15日～令和7年1月24日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年11月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設等の状況を調査した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

東原中学校

4 監査の期間

令和7年1月15日～令和7年1月24日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年11月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設等の状況を調査した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

学校教育課

4 監査の期間

令和7年1月15日～令和7年1月24日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年11月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

業務委託において、請書に記載の契約金額（単価契約）に誤りがあった。

また、発注時の積算資料に誤りがあり、誤請求、過払いが生じていた。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

生涯学習課

4 監査の期間

令和7年1月15日～令和7年1月24日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年11月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

（ア）会計年度任用職員の代休の取り扱いについて、平日の時間外勤務を代休としているものが見受けられた。

また、半日（4時間）に満たないにも関わらず代休として取り扱っているものが見受けられた。

(イ) 会計年度任用職員の振替代休において、取得できる期間（勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする４週間前または、同じく８週間後の日まで）を超えて取得していた。

規則を厳守し、時差出勤を利用するなど、適切な対応をされたい。

8 意見及び要望

なし